

第1回 栗東市公の施設指定管理者選定委員会 次第

日 時：令和 3年7月27日（火）

13時30分から

場 所：栗東市役所3階 談話室

- 1 開 会
- 2 市民憲章唱和
- 3 あいさつ
- 4 委員の委嘱及び委員紹介について
- 5 会長及び副会長の選任について
- 6 指定管理者募集について
 - ・対象施設
 - ・応募結果
- 7 選定方法について
 - ・指定管理者指定申請
 - ・選定基準
- 8 今後のスケジュールについて
- 9 その他
- 10 閉 会

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに、喜びと誇りをもってこの憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い進んでこれを守ります。

1、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

1、教養をたかめ、豊かな文化の創造につとめましょう。

1、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。

1、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。

1、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗東市公の施設指定管理者選定委員会委員名簿

【健康福祉部】

(任期:委嘱を受けた日から当該公の施設の指定管理者の指定を行う日まで)

所 属	氏 名
学識経験者	井上 和子
学識経験者	瀧 昭一
学識経験者	田中 和子
公募による市民	齋藤 真季
公募による市民	種田 耕一
公募による市民	山本 秀人
市民政策部長	中嶋 勇
健康福祉部長	宇野 茂樹

(敬称略)

○栗東市公の施設指定管理者選定委員会設置規則

平成17年7月13日

規則第48号

改正 平成23年4月1日規則第16号

平成27年4月1日規則第12号

平成29年4月1日規則第8号

令和2年4月1日規則第15号

令和2年7月16日規則第25号

(設置)

第1条 市の公の施設の指定管理者を指定する場合において、公平かつ適正な選定を行うため、栗東市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定に関すること。
- (2) 公の施設の指定管理者の指定の取り消しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、公の施設を所管する部ごとに設置し、委員は市民政策部理事、施設所管担当部長及び市長が委嘱する委員とする。

2 市長が委嘱する委員は次に掲げる者とする。

- (1) 3人以内の公募による市民
- (2) 指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部ごとに、それぞれ3人以内の学識経験者

3 市長が委嘱する委員の任期は、委嘱を受けた日から当該公の施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(報告)

第6条 会長は、会議の結果を速やかに、市長に報告しなければならない。

(資料の提出)

第7条 公の施設を所管する所属の長は、指定管理者候補者の選定に必要な資料を委員会に提出しなければならない。

(秘密保持)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公の施設を所管する部において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(新型コロナウイルス感染症の影響による選定の特例)
- 2 市長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、指定管理者の公募を実施することが適当でなく、現に指定されている指定管理者と同じ者が指定管理者候補者である場合、委員会による選定を省略することができる。

附 則（平成23年4月1日規則第16号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第8号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規則第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年7月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法 (抜粋)

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該

普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

● 指定管理者募集について

・対象施設

障害児地域活動施設 … 障がいのある児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後、地域において他の児童や住民との関わりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持させる事業を実施する施設。

・応募結果

対象施設	応募者		
栗東市障害児地域活動施設	①	商号・名称	特定非営利活動法人 チョー栗東元気玉クラブ
		代表者名	理事長 澁江 弘
		住所	栗東市高野286番地3

● 選定方法について

・指定管理者指定申請

NO.	提出書類	備考
1	指定管理者指定申請書(様式1)	
2	団体概要書(様式2)	
3	事業計画書(様式3)	
4	施設の管理に関する業務の収支予算書(平成29年度～33年度の5年間)(様式4)	
5	類似施設等運営実績表(様式5)	該当なし

6	指定管理者指定申請に係る申立書(様式6)	
7	収支予算書、事業計画書、決算書(過去2年分)	
8	定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類	
9	財務諸表(過去2年分) ※ 貸借対照表、損益計算書、財産目録など	

・選定基準

※ 指定管理者募集要項(抜粋)

12. 選定基準及び選定方法

(1)選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
 - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
 - イ 市民との情報の共有という観点からの可能な部分についての情報公開の対応は十分か
 - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
 - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
 - ア 管理運営体制は適切か
 - イ 個人情報の保護対策は十分か
 - ウ 安全管理の対策は十分か
 - エ 緊急時の対応策は適切か
 - オ 委託予定業務は適切に行われるか
 - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
 - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
 - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
 - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
 - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
 - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か

- イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
- ウ 申請団体の資本力や信用度が優れているか
- エ 施設の管理運営に必要な経験と実績(類似施設等での実績含む)を備えているか
- オ 社会貢献活動への取組は十分か

指定管理者選定得点集計表（総合）（案）

施設名：				
選定委員	申請団体名			最高得点団体
No.				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
合計	0点	0点	0点	
平均(計/9)	0.0点	0.0点	0.0点	
備考	適合・不適合	適合・不適合	適合・不適合	

指定管理 者 選 定 得 点 集 計 表 (案)																		
施設名	申請団体名	基準項目	選定基準	対応様式	審査する観点	配点	得点									平均		
番号							NO.1	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	小計		
1	利用者の平等利用の確保及びサービス向上を図られること。	平等利用の確保	市民の平等利用の確保 情報公開 サービスの向上 施設運営に関するモニタリング	様式3-3 様式3-3 様式3-3 様式3-3 様式3-4 様式3-5	全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能か 市民との情報の共有という観点からの可能な部分についての情報公開の対応は十分か 利用者サービス向上に対する考え方や取組が確立しているか 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か 管理運営体制は適切か	10 5 10 10 10										0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	
2	適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。	適切な維持管理	危機管理・事故防止策への取組 委託予定業務	様式3-5 様式3-5	個人情報等の保護対策は十分か 安全管理の対策は十分か 緊急時の対応策は適切か	5 5										0 0	0.0 0.0	
3	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。	施設の利用促進	広報計画 施設の利用促進	様式3-6 様式3-6 様式3-6	施設の利用促進などに關する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか 取組や提案は実施可能な計画か	10 10										0 0	0.0 0.0	
4	事業計画に沿って計画的で適切な運営を決定して行う能力を有していること。	施設の有効利用 人的能力 物的能力 社会貢献	施設の有効利用のための取組 職員の確保 職員の研修計画 法人の財務状況 管理運営実績 社会貢献	様式3-7 様式3-5 様式3-5 様式3-8 様式3-5 様式3-9	施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか 職員の採用計画や資格、経歴は十分か 職員の指導や育成に対する考え方や計画が、具体的に確立しているか 申請団体の資本力や信用度がすぐれているか 施設の管理運営に必要な経緯と業績(類似施設等での実績含む)を備えているか 社会貢献活動への取組は十分か	10 5 5 10 10 5										0 0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	
合 計							150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
備 考							評価コメント欄											
採点基準							適否基準							合計				
評価							合計							9.0点以上 適合				
かなりよく(特選)できている							9.0点未満 不適合											
よく(特選)できている																		
できている																		
あまりできていない																		
できていない																		

● 今後のスケジュールについて

【第2回 栗東市公の施設指定管理者選定委員会(障害児地域活動施設)】

日 時:令和3年7月30日(金) 19時00分から

場 所:栗東市役所3階 談話室

(運営タイムスケジュール)

時 間	内 容
19:00 ~ 19:10(10分)	開会、選定方法・運営タイムスケジュール確認
19:10 ~ 19:15(5分)	発表者準備
19:15 ~ 19:30(15分)	特定非営利活動法人 チョー栗東元気玉クラブ プレゼン
19:30 ~ 19:40(10分)	質疑応答 ※ 発表者退席
19:40 ~ 20:00(20分)	選定委員採点
20:00 ~ 20:30(30分)	選定会議(採点結果報告・候補者の選定)・閉会

【第2回 栗東市公の施設指定管理者選定委員会以降のスケジュール】

時 期	内 容
8月上旬	市長への指定管理者候補者の選定結果報告 候補者の決定
8月18日	総合調整会議(指定管理者選定結果の報告)
8月中旬	候補者の決定
8月中旬	指定管理者候補者の決定の通知
9月下旬	議会の議決
10月中旬	協定書の締結